

成田市特定不妊治療に係る先進医療費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、不妊症のために特定不妊治療と併せて先進医療を受けた夫婦に対し、当該先進医療に係る費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定不妊治療 医師から不妊症と診断された者に対し、次に掲げる法律の規定による保険給付（療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。）の対象となる体外受精及び顕微授精をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(2) 先進医療 特定不妊治療を開始した日において厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）により、先進医療として告示されている不妊治療に関する医療技術をいう。

(3) 実施医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている、又は承認されている保険医療機関

2 この規則において「夫婦」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 夫婦の双方又はいずれか一方が、第5条第1項本文の規定による申請を行う日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されていること。

(2) 実施医療機関において特定不妊治療と併せて先進医療を受けていること。

(3) 第5条第1項本文の規定による申請に係る先進医療に要した費用について

て、他の地方公共団体が実施する先進医療を受けた者に対する類似の助成を受けていないこと。

(助成額)

第4条 助成する額は、実施医療機関において特定不妊治療と併せて受けた先進医療に要した費用の額の10分の7に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該先進医療1回につき5万円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、特定不妊治療費（先進医療）助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号及び第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 夫婦であることを証する書類
- (2) 夫婦の双方又はいずれか一方の住民票の写し
- (3) 特定不妊治療（先進医療）医療機関証明書（別記第2号様式）
- (4) 特定不妊治療と併せて受けた先進医療に要した費用の明細のある領収書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、実施医療機関において受けた先進医療に要した費用を支払った翌日から起算して2年以内にしなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、特定不妊治療費（先進医療）助成決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成対象者でなくなったとき。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける特定不妊治療と併せて受ける先進医療について適用する。

[別記様式 略]